

西区社協発第347号  
令和 8年 1月 25日

各自治会・町内会会长 様

社会福祉法人  
横浜市西区社会福祉協議会  
事務局長 安部 力

### 令和8年度「にこまち助成金」案内チラシの送付について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
日頃より、本会事業にご協力いただき、厚く御礼申しあげます。  
この度、にこまちプラン（西区地域福祉保健計画）推進の取組を行う地域活動を応援する「にこまち助成金」の案内チラシを作成いたしました。  
つきましては、お手数ですが、貴自治会・町内会内での情報の共有・提供にご協力のほどお願い申し上げます。

#### 送付物

・令和8年度「にこまち助成金」案内チラシ 1部

担当:原田・関野  
TEL:045-450-5005  
FAX:045-451-3131  
E-mail: info-nishi@yokohamashakyo.jp

令和8年度

# にこまち助成金 のご案内



## 「にこまち助成金」ってなあに？

にこまちプラン（にこやか しあわせ くらしのまちプラン/西区地域福祉保健計画）の具体的な推進につながる地域福祉活動を応援するための横浜市の補助金を基にした助成金です。

子育て支援や高齢者の見守り活動など、隣近所とのあたたかい人間関係をつくっていく取り組みを西区全体でもっと広げていくためにつくられました。

### ■ 対象となる団体

- 主に西区の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体（家族でない5人以上で構成され、団体規約と団体名簿を作成している団体）
- 地区社会福祉協議会、ボランティアグループ、自治会町内会、NPO法人、社会福祉法人など

### ■ 対象となる事業

- 『にこまちプラン』を推進し、地域の生活に関する様々な課題を解決していくための、公益的・社会貢献的な事業で、団体が自主的に行う事業（自主事業）であること
- 以下のA～Cのいずれかに当てはまるもの

- A まちづくり・・・まちづくり、地域のつながりづくり
- B サービスづくり・・・高齢者、障害者、子どもなどへの直接的な支援活動
- C 担い手づくり・・・新たな地域活動者の発掘・養成、福祉の気持ちの育成・啓発

※既に行っている事業で申請する場合は、「対象を拡大する」「回数を増やす」など、取り組み強化の工夫を加えることを条件とします。

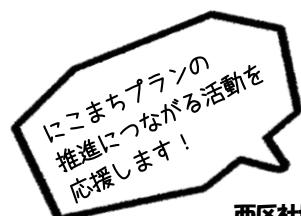
※助成を受けられる事業は1団体1事業です（同じ年度に2つの事業の助成は受けられません）

ただし、以下の団体\*で、「にこまちプラン（にこやか しあわせ くらしのまちプラン/西区地域福祉保健計画）地区別計画推進のための事業であれば、同時に複数事業での申請をすることができます。

\*複数事業申請可能な団体：地区連合町内会、地区社会福祉協議会、にこまちプラン推進を主目的としている団体

### ■ 助成対象期間（事業実施及び助成金執行期間）

2026年4月1日～2027年3月31日



西区社協キャラクター  
ニシ・ニコ・マッチ氏

### ■ 申請受付期間・時間

(1) 受付期間：年3回 ☆申請に関するご相談は隨時行っております

- 第1回：2026年2月13日（金）～2月27日（金）
- 第2回：2026年5月18日（月）～5月29日（金）
- 第3回：2026年9月14日（月）～9月30日（水）

(2) 受付時間：平日 9：30～16：30

## ■ 助成年限、助成枠など

助成年限は、5万円以下の区分では3年間、5万円を超える区分では原則5年間ですが、助成金審査委員会で必要性が認められれば延長が可能です。  
助成金申請には、一定の自主財源が必要となります。

助成枠（上限）	助成年限	自主財源
～5万円	基本3年間 (必要と認められれば 5年まで延長あり)	事業費総額の10%以上（3年間） 4年目・・・30%以上 5年目・・・50%以上
～50万円	基本5年間 (必要と認められれば 延長あり)	事業費総額の 1年目・・・10%以上 2年目・・・15%以上 3年目・・・20%以上 4年目・・・25%以上 5年目以降・・・30%以上

## ■ 審查方法

助成枠	審査方法
～5万円	事務局による書類審査（事務局） +必要に応じ審査委員会ヒアリング
5万1千円 ～50万円	事務局による書類審査および 審査委員会によるヒアリング審査

由申請内容により必要時、審査委員会にご出席いただきます。



## ■ 申請のてびき・要領・申請様式

本会ホームページからダウンロードできます。(令和8年1月23日より掲載予定)  
窓口でも配布いたします。

## 【にこまち助成金の申請から報告までのながれ】

相談受付 → 申請 → 審査委員会 → 助成金決定通知 → 事業実施 → 事業報告書の提出

ご申請の前に、 どのような活動を お考えかご相談く ださい。	申請書類 を窓口に ご持参くだ さい。	5万円を超える申 請の場合は、審査 委員会に出席いた だきます。	助成決定後、所定 期間までに手続き いただくと、2週間程 度で振込みます。	申請内容 に基づき、 事業を実 施します。	事業実施後 1ヶ 月以内にご提出くだ さい。
-----------------------------------------	------------------------------	-------------------------------------------	------------------------------------------------	--------------------------------	------------------------------

★助成金の相談、申請等、お気軽にお問い合わせください

## 申請・問い合わせ先

社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会

〒220-0011

横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階

## 横浜市西区福祉保健活動拠点「フクシア」内

TEL:045-450-5005/FAX:045-451-3131

<https://www.yoko-nishishakyo.jp/>

